

## 冤罪布川事件の再審開始を求める決議

布川事件は1967年8月28日に利根町布川で起きた強盗殺人事件の容疑者として同町に住む当時20歳の桜井昌司さんと21歳の杉山卓男さんが別件で逮捕され、警察・検察で作られた「自白」調書を唯一の直接証拠として無期懲役の刑を受けた事件です。

二人は裁判で一貫して無実を主張し続けましたが、物的証拠が何一つ無い中、「やっけないのに自白するはずがない」として無期懲役が確定。獄中からの再審請求は棄却され、29年間の獄中生活を経て1996年11月に仮釈放で出獄し、2001年12月、日本弁護士連合会の全面的な支援の下に二回目の再審請求を行いました。2005年9月21日、水戸地裁土浦支部は二人を犯人とした原判決は誤っていると認定し再審請求を決定しました。しかし、この決定に対し検察庁が即時抗告を申し立てたため、現在貴裁判所で再び審理が行われています。

水戸地裁土浦支部の「決定」は有罪の根拠であった「自白」は取調官の嘘と脅し、誘導によって強要された可能性が高い、また、二人を事件当日利根町付近で見たという「目撃証言」も信用できないとして証拠価値を否定しました。さらに、事実調べの中で検察庁が長年にわたって隠し続けていた8本の毛髪の鑑定書(二人のものと異なる第三者の毛髪が5本あった)、被害者宅前で別の人物を見たという近所の主婦の新たなアリバイ証言など、二人の無実を裏付ける証拠が開示されました。マスコミもこの事件を注目し、昨年3月にテレビ朝日「ザ・スクープスペシャル」が、開示された桜井さんの「自白テープ」に何箇所も改ざんの跡があると指摘するなど、検察の証拠隠し・捏造が社会的にも糾弾されています。さらに、貴裁判所で昨年12月と今年2月に行われた殺害の態様や桜井さんの「自白録音テープ」についての証人尋問を通じて、自白の内容が信用できないばかりでなく、それを裏付ける証拠すらも捏造されていたことが明らかになりました。

2007年11月24・25日の両日開催された『布川事件第17回全国現地調査』に 都道府県から参加した私たちは、桜井昌司さんと杉山卓男さんの訴え・弁護団の説明を聞き、現地を歩くことによって二人の無実を確信しました。

桜井・杉山さんの「自白」は、別件逮捕を利用した長期間の身柄拘束の中で、肉親・友人の裏切りを告げ、アリバイを否定する取調官の嘘などに精神的に追い詰められ、密室で取調官に誘導されてでっち上げられたものです。私たちは、「**強創、拷問若しくは脅迫による自白または不当に長く勾留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。**」(憲法38条第2項)の規定を厳密に適用し、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に立って、貴裁判所が冤罪布川事件の再審開始を一日も早く実現し、全ての証拠を全面開示して事件の真相を明らかにすることを求めるものです。

右、決議する。

2007年11月25日

布川事件第17回全国現地調査総括集会

東京高等裁判所 第4刑事部 裁判長 門野 博 殿